

資料

臼杵市公立学校のあり方に関する基本方針（案）

～ これからの社会をしなやかに生き抜く

臼杵っこを育成する学校づくりに向けて ～

令和6年 月

臼杵市教育委員会

## 目 次

1.	はじめに	1
2.	本方針の位置づけと基本計画の策定に向けて	2
3.	臼杵市が目指す学校教育について	3
4.	学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方	4
	(1) 適正な規模の考え方	
	(2) 適正な配置の考え方	
5.	適正な規模の基準について	6
	(1) 学級数の基準について	
	(2) 児童数の基準について	
6.	適正な配置の取組について	10
	(1) 児童生徒の通学条件（通学距離・通学時間）	
	(2) 学校と地域について	
	(3) より良い教育環境の持続可能性に向けた取組	
7.	今後の取組について	11
	(1) 基本計画（案）の作成	
	(2) 関係者への説明と協議	
	(3) 基本方針の見直しについて	

## 1. はじめに

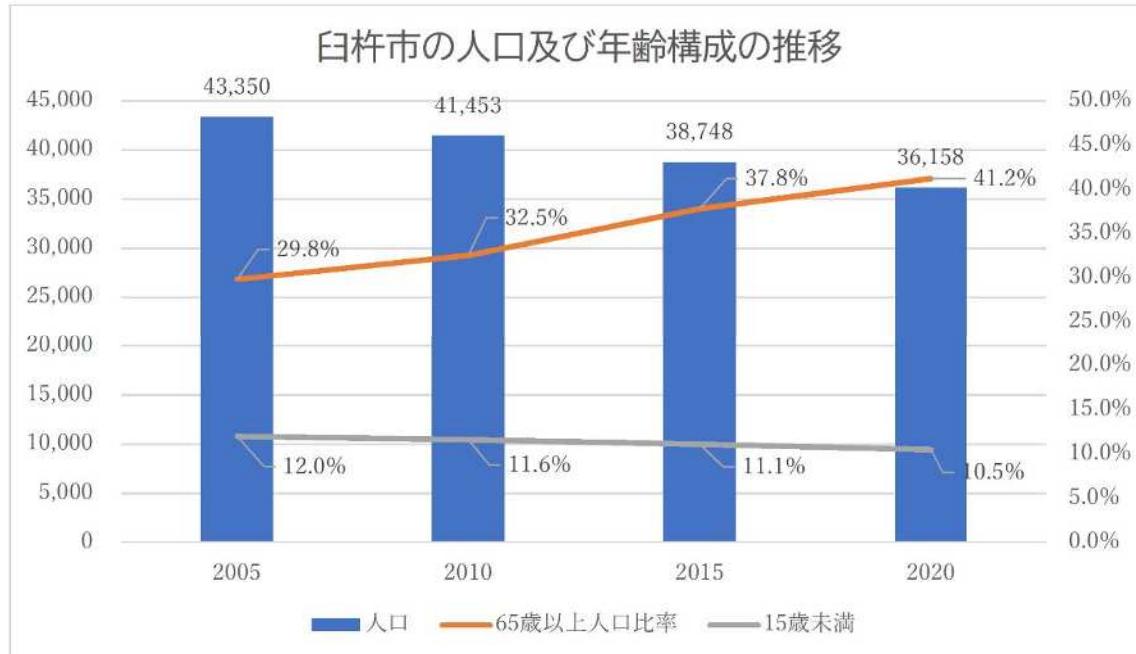
近年、人口減少や少子化を背景に、小・中学校において児童生徒数や学級数の減少による学校の小規模化が、全国的に進行しています。

義務教育の9年間は、人としての土台をつくる大切な時期であることから、児童生徒は知識や学力だけでなく、コミュニケーション能力や、多様な価値観、社会性、豊かな人間性などをバランスよく身に付けることが重要です。

学校の小規模化には、教員の目が児童生徒一人ひとりに行き届き、指導が充実するなどの良い面がある一方、人間関係が固定しやすく、子ども同士の交流や多様な意見に触れる機会が少なくなるなど様々な課題も指摘されています。

臼杵市においても、少子・高齢化に伴う人口減少に歯止めがかからない状況にあり、今後は、さらに少子化が進むことが予想されます。このように、小・中学校の小規模化の傾向が見込まれるなか、義務教育の機会均等や教育水準の維持・向上の観点を踏まえ、小・中学校の小規模化に伴う諸問題への対応が継続的な課題となっています。また、臼杵市内の学校施設については、多くの建物が建築後35年以上を経過、なかには建築後40年以上を経過する建物があり、老朽化が進行していることから、施設の老朽化対策、安全確保を図るための適切な維持管理が求められています。

今後は、これから時代を担う子どもたちの生きる力を育む「臼杵市の未来をたくましく拓き、超スマート社会をしなやかに生き抜く、臼杵っこの育成」に向け、教育環境の創出と教育の質の充実を目指し、課題解決に向けて取組を進める必要があると考えます。





※15歳未満人数の推移 5,202人(2005) → 4,809人(2010) → 4,301人(2015) → 3,797人(2020)

※人口全体は減少傾向にあり、65歳以上の割合は増加、15歳未満の割合は年々減少傾向にある。

## 2. 本方針の位置づけと基本計画の策定に向けて

### (1) 本方針の位置づけ

本方針は、これからの中長期的な社会をしなやかに生き抜く臼杵っこを育成する学校づくりに向けての基本的な方向性を示すものであり、臼杵市公立学校のあり方検討委員会(令和5年度設置)で検討した適正規模・適正配置の取組に関する基本的な考え方及び適正規模・適正配置の基準を記しています。

### (2) 基本計画の策定に向けて

今後、臼杵市教育委員会は、「臼杵市公立学校のあり方検討委員会(仮称)」(以下、「検討委員会」という。)に、「臼杵市公立学校のあり方に関する基本計画(案)」(以下、「基本計画」という。)の検討を諮問し、検討委員会の答申に基づき、臼杵市総合教育会議と協議をしながら「基本計画」の策定に向けて取り組みます。

さらに、地域の実情に応じた学校のあり方を模索するために、学校運営協議会や地域振興協議会と連携しながら、地域や保護者の方々の意見を参考に取組を進めていきます。

### 3. 白杵市が目指す学校教育について

現在は社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0 時代」といわれています。また、新型コロナウィルスの感染拡大など先行きが不透明な状況もあります。学校教育においては、そのような予測困難な状況において、子どもたちが、これから時代を生き抜いていくための基盤となる力を総合的に育成することが求められています。

全国的な過疎化や少子化を背景に、白杵市の小・中学校においても児童生徒数や学級数の減少による学校の小規模化が進行しています。そのような情勢を踏まえ、白杵市教育委員会では、教育方針を「白杵の未来をたくましく拓き、超スマート社会をしなやかに生き抜く、白杵っここの育成」と設定し、「3つのきょう育（郷育・協育・響育）+今日育」を土台とした教育に取り組んでいます。

『郷育』では、「農泊体験学習」や「白杵っこ検定」など、地域素材を生かして「郷土（ふるさと）を愛する心」を育成しています。『協育』では、「幼小中一体教育」による幼小中連携や、コミュニティ・スクールによる学校・家庭・地域のつながりを大切にした教育活動を推進しています。『響育』では、自分と他者との関りを意識しながら、それぞれの思いが響き合う教育を目指しています。それに加えて、それが「今日育」（子どもたちの未来のために今日すべきことは今日行う「機を逃さない教育」）を意識し、白杵の未来を担う白杵っここの育成に向けた取組を実施しています。

そのような中、令和3年1月26日に中央教育審議会答申において「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」が示されました。本答申では、『令和の日本型学校教育』の姿として、全ての子どもたちの可能性を引き出す、『個別最適な学び』と、『協働的な学び』の実現が重要であると示されています。

本市においても『個別最適な学び』と、『協働的な学び』を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげ、教育目標の達成をめざすための具体的な取組を推進しています。

『個別最適な学び』については、指導方法や指導体制の工夫改善やICTの活用により、「個に応じた指導」の充実を図ります。『協働的な学び』については、子ども同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、議論できる場の設定を大切にします。これから社会を生き抜く子どもたちには、正解のない課題に対し、議論を重ね、自分の考えと他者の考えをよりよく擦り合わせながら合意形成できる力の育成が重要であると考えます。

教育委員会では、目指す学校教育の実現のためには、社会や時代の変化を踏まえて対応していく必要があると考えます。そのため、白杵市公立学校のより良い教育環境をつくり、充実した学校教育の実現に向けて、学校の適正規模・適正配置を推進するものとします。

## 4. 学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

### (1) 適正な規模の考え方

適正な規模について、臼杵市では小・中学校の小規模化傾向が見込まれることから、学校の適正な規模について整理を行います。

一般的な小規模校のメリット・デメリット（例）

	メリット	デメリット
子ども・保護者の視点	<ul style="list-style-type: none"><li>○一人一人に教員の目が届きやすく、個に応じたきめ細かな指導が行いやすい。</li><li>○相互の人間関係が親密となり、深まりやすい。</li><li>○学校行事等において、個別の活動機会を設定しやすい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○集団の中で、多様な考えに触れ学び合う機会や切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。</li><li>○親密となる反面、人間関係の評価等が固定化しやすい。</li><li>○学校行事等において、集団での教育活動ができにくい。</li></ul>
教員の視点	<ul style="list-style-type: none"><li>○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。</li><li>○保護者や地域等との連携が図りやすい。</li><li>○施設設備の利用時間や場所の調整がしやすい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○学年別や教科別の職員同士で研究や相談や協力等の支援体制が構築しにくい。</li><li>○1人あたりの校務分掌量が多く負担が大きくなりやすい。</li><li>○経験、教科などの面でバランスのとれた教職員配置を行いにくい。</li></ul>

また、学校小規模化傾向への対策については、児童生徒への影響を中心に考えます。教育水準の維持・向上の視点に加え、学級数や児童生徒数等の様々な観点から整理していきます。

- ① 小規模化及び複式学級が存在することによる学校運営上の課題
- ② 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題



学校運営上の課題が児童生徒に与える影響

## ① 小規模化及び複式学級があることによる学校運営上の課題

- ・クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ・運動会・文化祭や集団での教育活動ができにくい
- ・体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ・班活動やグループ分けに制約が生じる
- ・協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ・児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ・複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教職員の負担が大きい

## ② 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

- ・経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ・児童生徒を多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ・チームティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ・教職員一人あたりの校務負担や行事に関わる負担が重くなりやすい
- ・平日の郊外研修や他校で行われる研修協議会等に参加しにくい状況にある
- ・教職員同士が切磋琢磨する環境が作りにくい(学年会や教科会等が成立しない)
- ・学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ・免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ・クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

## ①②の課題による【児童生徒への影響】

- ・集団のなかで自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい
- ・児童生徒の人間関係が固定化しやすい
- ・協働的な学びの実現が困難となる
- ・教職員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ・進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ・多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ・多様な活躍の機会がなく、個性を伸ばすことが難しい

以上の課題を整理しながら、文部科学省が示す「学級数を基準とした適正規模の定義」等を参考に、臼杵市における適正規模の基準を検討し、その定義について提示します。

## (2) 適正な配置の考え方

- ① 白杵市が目指す学校教育の実現に向けて、小・中学校の適正配置を検討します。
- ② 白杵市が目指す学校教育の実現に向けて、小中一貫教育制度の導入を検討します。
- ③ 小中一貫教育制度導入の検討に合わせた通学区の見直しについて協議をします。
- ④ 通学実態の多様化・広域化を踏まえ、通学距離の基準に加えて、通学時間の基準を設定する場合の目安を提示します。

## 5. 適正な規模の基準について

### (1) 学級数の基準について

学級数については、学校教育法施行規則第41条に「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。」と規定されていますが、ただし書きにより「地域の実態その他により特別の事情があるときはこの限りでない。」とし、同規則第79条の準用規定により「中学校は小学校を準用する。」としています。

市内の小中学校で、国が示す基準の学級数を満たす学校数は、小学校13校中1校、中学校5校中2校であり、小学校は12校、中学校は3校が小規模校に該当する状況にあります。

このような状況から、本市の小中学校の実態に即した学級数の基準を次のとおり定めます。

#### 【学級数を基準とした適正規模の定義】

国	<p>【小学校】12学級以上、18学級以下 【中学校】小学校を準用 ※ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。</p>
白杵市	<p>【小学校】複式学級の解消を図る（1学年1学級以上） 【中学校】小学校を準用 ※標準学級数において、小中学校ともに1学年1学級以上を原則とする。 ※この基準の数には、特別支援学級の数は含めない。</p>

※標準学級数とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「義務標準法」という。）で定められている学級編制の基準

#### 本市の適正規模の定義による学校数

区分	小規模	適正規模	計
小学校	【5学級以下】5校	【6学級以上】8校	13校
中学校	【2学級以下】0校	【3学級以上】5校	5校

このように、複式学級が存在する小学校5校が小規模校に該当することとなります。さらに次のとおり複式学級の数に応じて細分化を行います。

基準	学級数の目安（1校あたり）
【適正規模】	全校で6学級以上（複式学級が存在しない学校）
【小規模】	全校で5学級（複式学級が一組存在する学校）
【過小規模】	全校で4学級以下（複式学級が二組以上、または二組と在籍児童がいない学年が存在する学校）

## （2）児童数の基準について

児童数については、義務標準法第3条において、「公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。」とし、一学級の児童・生徒数の基準を次のように定めています。

学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数	
	小学校	中学校
同学年の児童で編制する学級	35人※	40人
二の学年の児童で編制する学級（複式学級） （1年生の児童を含む学級）	16人	8人
	（8人）	
学校教育法第81条に規定する特別支援学級	8人	8人

※令和3年度の義務標準法改正により、1学級あたりの上限人数を35人とする。令和3年度の小学2年生から令和7年度の小学6年生まで、年度ごとに上の学年へ拡大される。

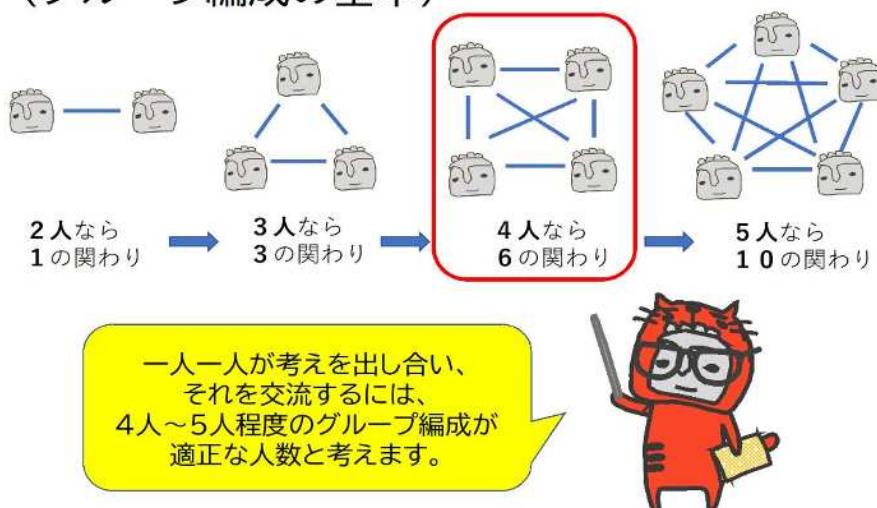
このように、小学校では1年生を含む二の学年の児童数の合計が8人以下の場合、2年生以上の二の学年で児童数の合計が16人以下の場合は複式学級となります。大分県では、小学校1年生を含む複式学級は解消し、2年生以上の二つの学年の児童数の合計が14人以下の場合に複式学級となる独自の基準を設けています。

この複式学級編制となる児童数の基準に加え、学級数の基準や本市の学校規模の現状等を考慮し、児童数から見た場合の基準について細分化を行いました。

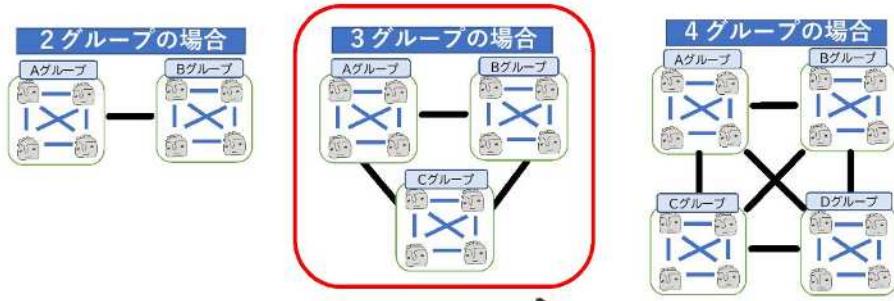
基 準	児童数の目安（1校あたり）	根拠となるグループ数（1学年あたり）
【適正規模】	全校で72名以上	3グループ以上（1学年あたり12名以上）
【小規模】	全校で48～71名程度	2～3グループ（1学年あたり8～11名程度）
【過小規模】	全校で47名以下	1～2グループ程度（1学年あたり0～7名程度）

※1グループの基準を4人とする。

## 『協働的な学び』のための人数について① (グループ編成の基本)



## 『協働的な学び』のための人数について② (グループごとの学び合い)



グループごとの考え方を交流することで、更に多様な考えに触れ、自分の考え方を深めています。そのためには、3グループ以上は必要だと考えます。



小・中学校を学級数及び児童数の基準と照らし合わせると次のとおりになります。

学校名	①学級数				②児童生徒数							
	規模	総数	特別支援	複式	規模	総数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
1 佐志生小	過小規模	4	1	2	過小規模	15	2	1	1	5	2	4
2 下ノ江小	過小規模	4	0	2	過小規模	34	3	2	7	10	3	9
3 海辺小	適正規模	6	1	0	適正規模	72	13	9	11	8	15	16
4 下北小	適正規模	7	2	0	適正規模	170	24	39	19	33	24	31
5 上北小	過小規模	4	1	2	過小規模	36	6	3	3	5	9	10
6 下南小	適正規模	6	1	0	適正規模	145	26	20	27	20	26	26
7 市浜小	適正規模	12	5	0	適正規模	403	69	61	65	78	72	58
8 福良ヶ丘小	適正規模	6	2	0	適正規模	99	16	14	16	14	18	21
9 白杵小	適正規模	9	2	0	適正規模	232	36	32	33	43	51	37
10 川登小	過小規模	4	0	2	過小規模	23	3	4	4	4	5	3
11 野津小	適正規模	6	4	0	適正規模	178	29	23	28	31	37	30
12 南野津小	過小規模	4	1	2	過小規模	34	5	6	6	5	5	7
13 白杵南小	適正規模	6	1	0	小規模	54	5	10	12	8	8	11
小学校 計		78	21	-		1,495	237	224	232	264	275	263
1 北中	適正規模	7	3	0	適正規模	224	71	76	77	-	-	-
2 南中	適正規模	3	2	0	小規模	30	11	11	8	-	-	-
3 西中	適正規模	10	3	0	適正規模	361	121	113	127	-	-	-
4 東中	適正規模	5	2	0	適正規模	139	44	41	54	-	-	-
5 野津中	適正規模	4	2	0	適正規模	135	52	40	43	-	-	-
中学校 計		29	12	-	-	889	299	281	309	-	-	-
全体 計		107	33	-	-	2,384	-	-	-	-	-	-

(R5.5.1時点)

※学級数は、大分県学級編成基準による。

※児童生徒数は学校基本調査より。特別支援学級在籍の児童生徒を含む。

## 6. 適正な配置の取組について

公立小・中学校の適正な配置については、第一義に子どもたちにとってより良い教育環境を整備することとし、小規模校のデメリットの解消に向けた取組を進めながら、学校規模の適正化を図ることを基本とします。

ただし、地域の特性や近隣校との一体教育の取組など、様々な教育環境の実態を検証して、充分に検討を行います。そのうえで、適正配置を行う場合には、以下項目について協議検討を行います。

### (1) 児童生徒の通学条件（通学距離・通学時間）

児童生徒の通学への負担軽減を考慮します。

通学距離については、小学校は徒歩により概ね4km以内、中学校は徒歩及び自転車により概ね6km以内とします。ただし、適正配置により通学する学校への距離が4km、6kmを超える場合は、スクールバス等通学に関する支援を行います。

通学時間については、通学方法にかかわらず片道概ね1時間以内とします。

#### [検討項目の例]

- ・安全な登下校のための通学路の点検に向けた取組
- ・安全な登下校のための児童生徒の見守り等の安全対策
- ・スクールバス等の多様な交通手段の検討
- ・徒歩通学時間の減少による体力低下の対応

### (2) 学校と地域について

#### ○学校と地域振興協議会との関係

#### [検討項目の例]

- ・地域の人の意見等を把握、適正配置による地域への影響の検証
- ・地域社会における学校施設の利活用について

#### ○コミュニティ・スクールの再編成

#### [検討項目の例]

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の機能の活用について
- ・小中学校単位、中学校ブロック単位など近隣の学校との連携の可能性について

#### ○学校施設のあり方について等

#### [検討項目の例]

- ・現状の確認、適正配置による影響や問題点等の検証
- ・避難所としての学校施設の活用方法の検討等

### **(3) 将来のより良い教育環境の構築に向けた取組**

#### ○小中一貫教育について

##### [検討項目の例]

- ・小中一体教育の推進について
- ・学校の適正配置と並行し、義務教育学校及び小中一貫校の導入に向けた検討

#### ○通学区域の整合性

##### [検討項目の例]

- ・通学区域の見直しについて
- ・安全な登下校のための通学手段について

#### ○小規模特認校のあり方について

##### [検討項目の例]

- ・小規模特認校のあり方に関する方策について

## **7. 今後の取組について**

### **(1) 基本計画（案）の作成**

基本計画（案）は、「適正規模・適正配置の基本的な考え方」、「適正な規模の基準」及び「適正な配置への取組」に基づいた検討の結果等を整理し、具体的な学校規模・配置案を記載します。令和6年度の策定を目指します。

### **(2) 関係者への説明と協議**

基本計画の内容については、臼杵市ホームページや市報等で広く周知を行います。なお、対象となる学校の保護者、地域住民及び教職員に説明を行います。参考となる意見を集約し、考察を行います。

### **(3) 基本方針の見直しについて**

国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化等により、基本方針の見直しが必要になった場合は、再度検討を行い、見直しをします。